

海外要員養成講座 「FIDIC 条文解説編(全2回)」 プログラム案

<各回の時間配分>

- オープニング 5分
- 講義（質疑応答等含む）175分（途中、1～2回休憩あり）

<講義内容> ケーススタディーを通じて、全2回で下記の項目の重要部分を講義します。

FIDIC の概要

FIDIC 契約の特徴

- 第1条 一般規定（○定義、○解釈、○コミュニケーション、○文書の保管及び供与、○図面又は指示の遅延、○制定法、規則及び法律の遵守 など）
- 第2条 発注者（○現場への立入り権、○許可、免許又は承認、○発注者の要員、○発注者の資金分配、○発注者のクレーム など）
- 第3条 エンジニア（○エンジニアの義務と権限、○エンジニアによる委任、○エンジニアの指示、○決定 など）
- 第4条 請負者（○請負者の一般的義務、○履行保証、○請負者の代理人、○下請業者、○協力、○計画位置の設定、○安全の手続き、○現場データ、○受諾契約金額の充足性、○予見不可能な物理的条件、○進捗報告書 など）
- 第5条 指定下請業者（○「指定下請業者」の定義、○指名に対する異議、○支払いの証拠 など）
- 第6条 要員及び労務者（○賃金と雇用条件、○労働法、○健康と安全、○請負者の工事監督、○請負者の要員と機器に係る記録 など）
- 第7条 プラント、資材及び施工技術（○実施の方法、○検査、○試験、○拒否、○瑕疵の修復、○プラントと資材の所有権 など）
- 第8条 工事の開始、遅延及び中断（○工事の開始、○工事完成期限、○工程表（プログラム）、○完成期限の延長、○公共機関に起因する遅延、○工事の進捗度、○遅延損害賠償、○工事の中断、○長期の中断 など）
- 第9条 完成試験（○請負者の義務、○完成試験の遅延、○完成試験不合格 など）
- 第10条 発注者への引渡（○発注者への引渡し、○工事の部分の引渡し、○完成試験の阻害 など）
- 第11条 瑕疵担保責任（○未了工事の完成と瑕疵の修復、○瑕疵修補のコスト、○瑕疵通知期間の延長、○瑕疵修復の不履行、○追加試験、○Performance Certificate、○未履行の義務 など）
- 第12条 計測及び査定（○計測の対象となる工事、○費用査定、○省略 など）
- 第13条 VARIATION 及び調整（○Variation の権利、○バリューエンジニアリング、○Variation の手続き、○暫定金額、○法制の変更による調整 など）
- 第14条 契約価格及び支払（○契約価格、○前渡金、○中間支払証明書の申請、○支払い予定表、○工食用プラントと工食用資材、○中間支払証明書の発行、○支払い、○支払いの遅延、○保留金の支払い、○完工時計算書、○最終支払証明書の申請、○最終支払証明書の発行、○発注者の債務の消滅 など）
- 第15条 発注者による契約解除（○是正の通知、○発注者による契約解除、○契約解除後の支払い、○発注者の解除権 など）
- 第16条 請負者による工事中断と契約解除（○請負者の工事中断の権利、○請負者による契約解除、○契約解除に伴う支払い など）
- 第17条 リスクと責任（○補償、○請負者の工事の管理、○発注者のリスク、○発注者のリスクの帰結、○賠償責任の限度 など）
- 第18条 保険（○工事及び請負者の機器の保険、○人身傷害及び財物の損害保険、○請負者の要員の保険 など）
- 第19条 不可抗力（○不可抗力の定義、○不可抗力の発生通知、○不可抗力の結果、○下請業者に影響する不可抗力、○任意契約解除、支払い及び解除、○法的な履行の免除 など）
- 第20条 クレーム、紛争、仲裁（○請負者のクレーム、○紛争裁定委員会の選任、○仲裁、○紛争裁定委員会の裁定への不服従 など）

※プログラム内容は、一部変更になる場合もございますので、あらかじめご了承ください。